

米子市における鳥取県との庁舎の 共同設置・共同利用の取組について



鳥取県米子市総務部 調査課 課長 泉原 広明



米子市における庁舎の共同設置の経緯①

＜市役所 第2庁舎＞



- ・ 米子市東町161番地2
- ・ SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上4階地下1階
- ・ 延床面積 2,428 m²
- ・ 昭和50年6月建築（築49年）
- ・ 旧耐震基準建築物（耐震診断未実施）

●市役所第2庁舎の老朽化の問題

●借地上に立地する庁舎



庁舎再編の検討が必要な時期

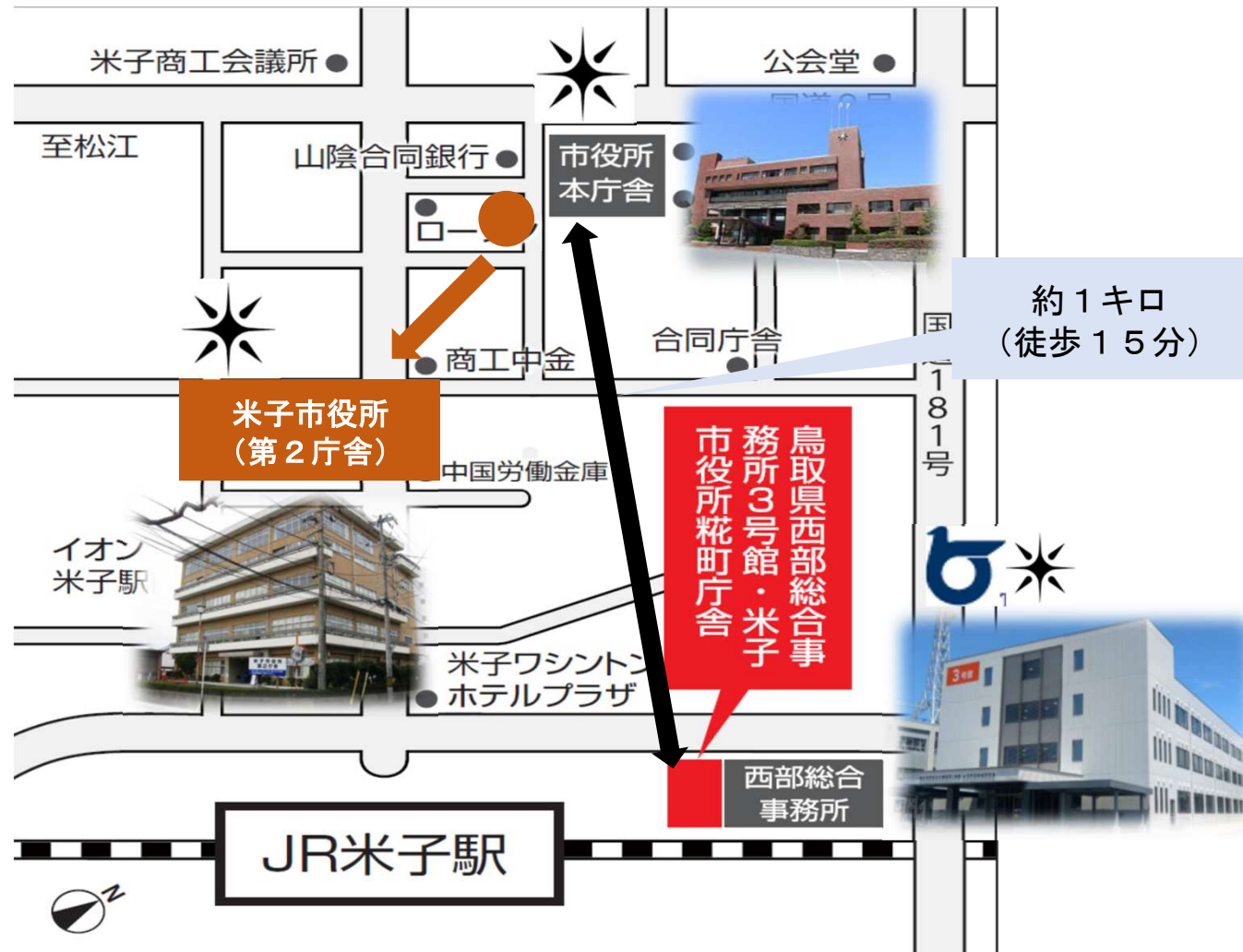


米子市における庁舎の共同設置の経緯②

- 県西部総合事務所新棟整備と本市の庁舎再編のタイミングの一致
 - ・ 鳥取県と米子市の鳥取県西部総合事務所新棟整備に係る基本合意書（令和元年9月）
 - 共同整備による投資抑制
 - ・ 市単独による第2庁舎同等規模の整備（試算額）：約10億円
 - ⇒ 共同整備による施設整備費（市負担分）：約5億3千万円（△4億7千万円）
 - 県市連携による効果
 - ・ 2040年問題のような社会の大きな変化に対応
 - ・ 行政の効率の観点、特に専門性が求められ一定の経験や技術が必要となるものについて、両組織の類似の部署を近接配置
- ↓
- ・ 建設、建築部署【鳥取県：米子県土整備局　米子市：都市整備部】
 - ・ 税務部署【鳥取県：西部県税事務所
米子市：市民生活部（市民税課・固定資産税課・収納推進課）】



参考：各庁舎の位置図



市役所への鳥取県西部県税事務所移転①



●県と市の同種業務の近接配置

【令和5年10月1日～】

鳥取県西部総合事務所3号館・糺町庁舎
⇒建設・建築部署

【令和5年10月16日～】

米子市役所本庁舎
⇒税務部署



市役所への鳥取県西部県税事務所移転②

米子市役所本庁舎 市税・県税業務連携開始式 (R5. 10. 16)



亀井
副知事

伊木
市長



市役所への県税事務所移転③

●市役所本庁舎 2階 フロア図

2階

FLOOR GUIDE

市・固定資産税課

市・市民税課

県・課税課

市・収納推進課

県・収税課



市役所への県税事務所移転④

～県税事務所との連携に係る具体的な取組～

合同庁舎化は・・・

- ⇒ 庁舎整備・運営に係るコスト低減だけではなく、住民サービスの向上や
共通する地域課題解決
- ⇒ 合同庁舎化後も各部会で業務連携を模索



●税務部会での主な取組

⇒「共同納付・相談窓口」設置による共通納税者に対する納税相談の実施

⇒人材育成研修等の共同実施

⇒県、市の定例会議の実施



市役所への県税事務所移転⑤

～市民・職員の声～



県税事務所との協議を迅速に行うことができるようになった。

普通車と軽自動車の納税証明書が一度に取得でき、便利になった。

